

豊中市在宅給食サービス事業委託仕様書

1 事業の目的、概要

この事業は、食事づくりが困難な在宅の高齢者・障害者が健康で自立した生活を送ることができるよう、アセスメント及び利用調整を行った上で、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供することによって、介護予防及び要介護状態又はその重度化の予防を図るとともに、配食時に安否確認等を実施し、高齢者・障害者が地域で安心して暮らせるよう食の自立支援を図ることを目的とする。

在宅給食サービス事業受託事業者（以下「事業者」という。）は、この目的を理解し、福祉サービス提供者としての認識にたつて業務にあたるものとする。

2 業務内容等

(1) 業務基準

事業の実施に際しては、最新版の「日本人の食事摂取基準」及び「地域高齢者の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月健康発 0330 第 6 号健康局長通知）に沿って適切な栄養管理を行い、法令に定める衛生基準を遵守し、関係法令に従うものとする。

(2) 献立、食事の内容

- ① 献立は、可能な限り利用者の疾患・障害等の状況及び季節感の変化をもたせる等配慮をしたものとし、管理栄養士もしくは栄養士が作成することが望ましい。
- ② 事業者は、調理もしくは調製については、事業者の調理施設を使用し事業を実施するものとする。
- ③ 食事は利用者が調理の手間をかけることなく、食べやすく調理されたもので、主食・主菜・副菜を揃えバランスのとれたものとする。
- ④ 普通食のみならず、エネルギー・たんぱく質・食塩相当量を調整した「栄養素調整食」、咀嚼・嚥下機能の低下に対応した「物性調整食」等を利用者の選択に応じて提供できるように努めること。
- ⑤ 事業者は、利用者から提供する食事の内容についての問い合わせがあった際には、丁寧に対応すること。

(3) 配食の方法

- ① 事業者は、豊中市からの依頼に基づき、利用者又はその家族等に連絡し、配食時間等の調整をするものとする。
- ② 事業者は、食事を毎食利用者宅へ直接届け、利用者又はその家族等に手渡し、宅配台帳に押印をもらうものとする。不在の場合は持ち帰るものとする。
- ③ 事業者は、調理調製後 2 時間以内に食事を毎食利用者宅へ配食するものとする。
- ④ 配食時間は、できるだけ利用者の都合に合わせるものとし、毎食ほぼ同じ時間に届

けられるように努めるものとする。

- ⑤ 配達中に事故が発生した場合は、緊急連絡要員が即座に対応するなど、業務に支障を及ぼさない体制がとられていること。

(4) 衛生管理

調理施設の管理者は、食品衛生管理に万全を期し、保健所等の関係機関と密接な連携を保ち、その指導指示を遵守し、HACCPに沿った衛生管理を徹底し、食中毒の防止に万全を期していること。

(5) 安否確認

- ① 事業者は、配食時に原則手渡しにより配達及び声かけを行い、利用者の安否確認を必ず行うものとする。
- ② 事業者は、常に利用者の健康状態に注意を払い、異常がある場合は、その状況に応じて、119番通報や緊急連絡先等に連絡する等の必要な処置をするものとする。
- ③ 事業者は、緊急時に迅速な対応ができるよう、豊中市から提供した利用者の緊急連絡先等を常に整備していくものとする。
- ④ 事業者は、緊急時の対応を行った場合は豊中市に報告するものとする。

(6) 料金設定

事業者は一食当たりの原材料費、調理費用、配送費用、人件費、その他経費を明確にしたうえで、本市からの委託料（269円以内）で配送費用を賄い、原材料費、調理費用、人件費、その他経費を利用者負担（700円以内）とする適正な料金設定を行うことができる。

(7) 利用料徴収

事業者は、原材料費及び調理費の実費相当額を利用料として利用者から直接徴収するものとする。

3 報告義務等

- (1) 事業者は、市の指示によらない配食日の変更や配食回数の変更を行ってはならず、利用者等から変更の申出を受けた場合は、市に報告するものとする。
- (2) 事業者は、利用状況報告書・開始報告書・廃止報告書・実績報告書・緊急対応報告書・利用者等から押印を得た宅配台帳等を請求書に添えて豊中市に提出し事業の実施状況について報告するものとする。
- (3) その他、豊中市が必要とする資料等を豊中市からの請求にもとづき提出するものとする。

4 苦情の対応

事業者は、利用者等からの苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、窓口又は担当者設ける等利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

5 事故防止等

- (1) 事業者は、事業実施にあたり、食中毒及び感染症等による事故が生じないよう万全の対策を講じるとともに事故が発生した場合は、速やかに市に報告するものとする。
- (2) 事業者は、食中毒及び感染症等による事故に対処できるに足る損害賠償保険等に参加しなければならないものとする。
- (3) 事業者は、食中毒及び感染症等による事故の発生などにより業務の履行が困難になった場合に備え、代替体制を講じておくこと。

6 帳簿等の整備及び監査

事業者は、事業にかかる収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類等を常に整備し、その執行について豊中市の指示及び検査に応じなければならないものとする。

7 秘密保持

事業者は、本市の個人情報保護条例、及び同条例施行規則を遵守し、従事者または従事者であったものが、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。

8 職員の質の向上

- (1) 事業者は、従事者が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう人権研修を行い、その実施内容について市に報告すること。
- (2) 事業者は、医療、介護、福祉をはじめ必要な制度等について、理解を深めるための各種研修会、研究会等の実施やセミナー等に積極的に参加させるなど、本事業の従事者の資質、技能等の向上に努めること。